

令和6年10月28日
健康福祉局精神保健福祉課

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」の一部改正 に関する意見公募に対して寄せられた御意見について

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」の改正について、令和6年2月5日から令和6年3月5日まで意見公募を実施しましたが、御意見はありませんでした。

皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政にご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年規則第36号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（診察依頼書の交付） 第4条 市長は、法第27条第1項若しくは第2項、法第29条の2第1項、法第29条の2の2第3項（法第34条第4項において準用する場合を含む。）、法第29条の4第2項、法第34条第1項若しくは第3項、法第38条の6第1項、法第38条の7第2項_____又は法第45条の2第4項の規定により精神保健指定医（以下「指定医」という。）に診察を行わせるときは、診察依頼書（第3号様式）を当該指定医に交付するものとする。 （医療保護入院者の<u>入院届</u>） 第13条 法<u>第33条第7項</u>の規定による届出は、同条第1項又は第2項に規定する入院措置を採った場合にあっては医療保護入院者の入院届（第16号様式）により、同条第1項又は第2項に規定する場合において同条第3項後段に規定する入院措置を採った場合にあっては<u>特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第3項又は第2項・第3項）の入院届及び記録（第17号様式）</u>により_____ _____行わなければならない。<u>この場合において、医療保護入院者の入院届には規則第13条の4第1号ト、ル及びヲに規定する事項を記載した書面を、特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第3項又は第2項・第3項）の入院届及び記録には規則同</u>	（診察依頼書の交付） 第4条 市長は、法第27条第1項若しくは第2項、法第29条の2第1項、法第29条の2の2第3項（法第34条第4項において準用する場合を含む。）、法第29条の4第2項、法第34条第1項若しくは第3項、法第38条の6第1項、法第38条の7第2項、<u>法第40条の5第1項</u>又は法第45条の2第4項の規定により精神保健指定医（以下「指定医」という。）に診察を行わせるときは、診察依頼書（第3号様式）を当該指定医に交付するものとする。 （医療保護入院者の<u>入院届等</u>） 第13条 法<u>第33条第9項</u>の規定による届出は、同条第1項又は第2項に規定する入院措置を採った場合にあっては医療保護入院者の入院届（第16号様式）により、同条第1項又は第2項に規定する場合において同条第3項後段に規定する入院措置を採った場合にあっては<u>特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録（_____第17号様式）により、同条第6項に規定する入院の期間の更新をした場合にあっては医療保護入院者の入院期間更新届（第17号様式の2）により</u>行わなければならない。_____ _____ _____ _____

号フに規定する事項を記載した書面をそれぞれ添付しなければならない。

(応急入院届)

第15条 法第33条の7第5項の規定による届出は、同条第1項に規定する場合にあっては応急入院届（第19号様式）により、同条第2項後段に規定する場合にあっては特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録（第20号様式）により行わなければならない。

(定期病状報告書)

第17条 法第38条の2第1項の規定による報告は措置入院者の定期病状報告書（第21号様式）により、同条第2項において準用する同条第1項の規定による報告は医療保護入院者の定期病状報告書（第22号様式）により行わなければならない。

第7号様式（第7条）

(略)

第9号様式（第9条）

(略)

第16号様式（第13条）

(略)

第17号様式（第13条）

(略)

(応急入院届)

第15条 法第33条の6第5項の規定による届出は、同条第1項に規定する場合にあっては応急入院届（第19号様式）により、同条第2項後段に規定する場合にあっては特定医師による応急入院届及び記録（第20号様式）により行わなければならない。

(定期病状報告書)

第17条 法第38条の2第1項の規定による報告は、措置入院者の定期病状報告書（第21号様式）により _____
_____ 行わなければならない。

第7号様式（第7条）

(略)

第9号様式（第9条）

(略)

第16号様式（第13条）

(略)

第17号様式（第13条）

(略)

第17号様式の2（第13条）

(略)

第18号様式（第14条）

（略）

第19号様式（第15条）

（略）

第20号様式（第15条）

（略）

第21号様式（第17条）

（略）

第22号様式（第17条）

（略）

第18号様式（第14条）

（略）

第19号様式（第15条）

（略）

第20号様式（第15条）

（略）

第21号様式（第17条）

（略）

第22号様式 削除